

I.労働安全衛生法

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、労働基準法と相まって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められているものです。

労働安全衛生法では、これらの目的を達成するために事業者や労働者が構すべき措置・対策等が定められていますが、具体的な内容については、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則、粉じん障害防止規則等の厚生労働省令において定められています（図1参照）。

また、健康障害の防止や労働者の健康保持増進のために必要な措置や対策等は、このほかにも作業環境測定法やじん肺法等の法律やこれに関連する政省令で示されており、これらによる対策を講じることが必要です。

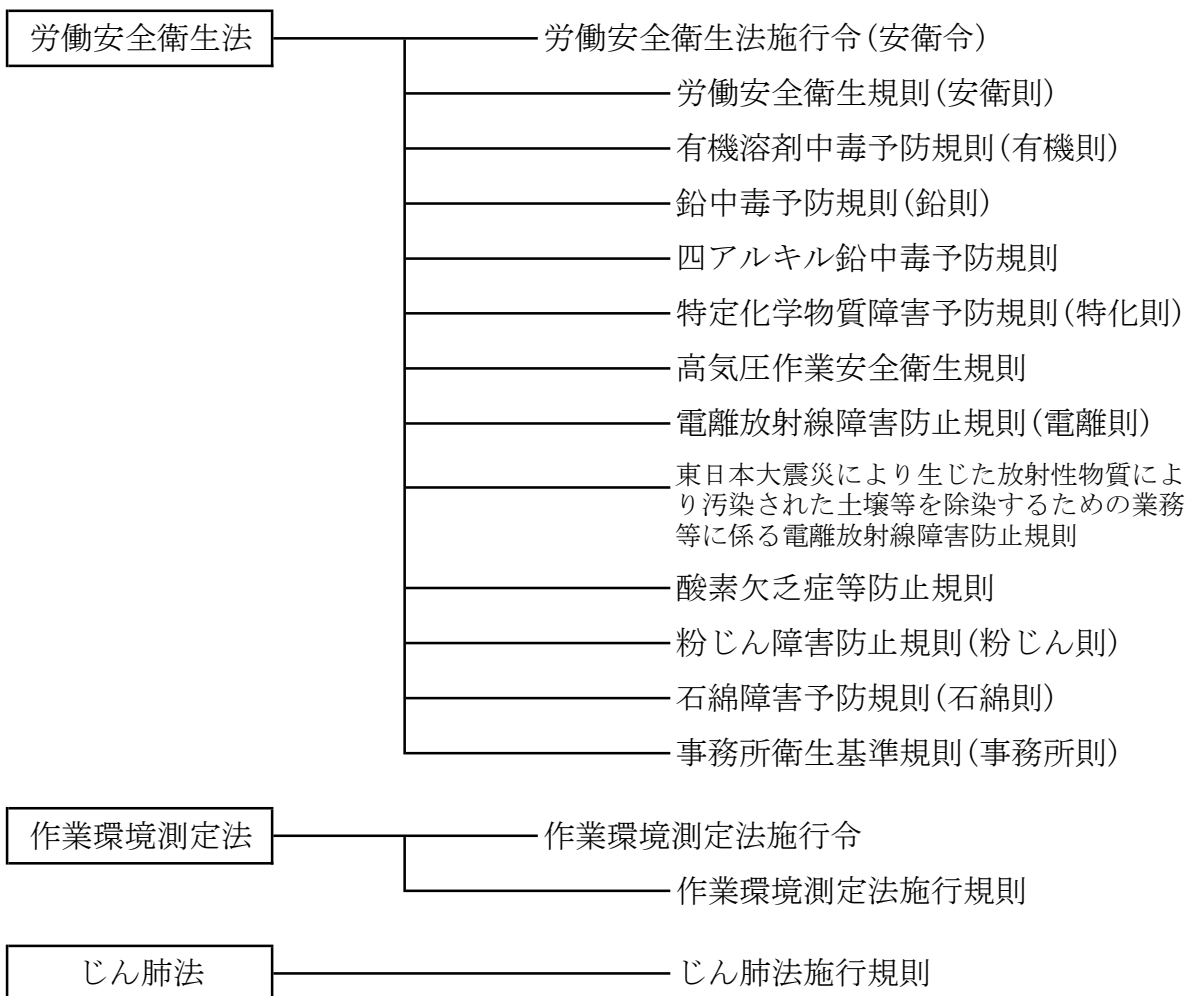


図1 労働衛生に関する主な法令について

II.作業環境測定法

1 作業環境測定の実施について

事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければなりません（労働安全衛生法 第65条）。表1は作業環境測定を行うべき作業場を記しています。

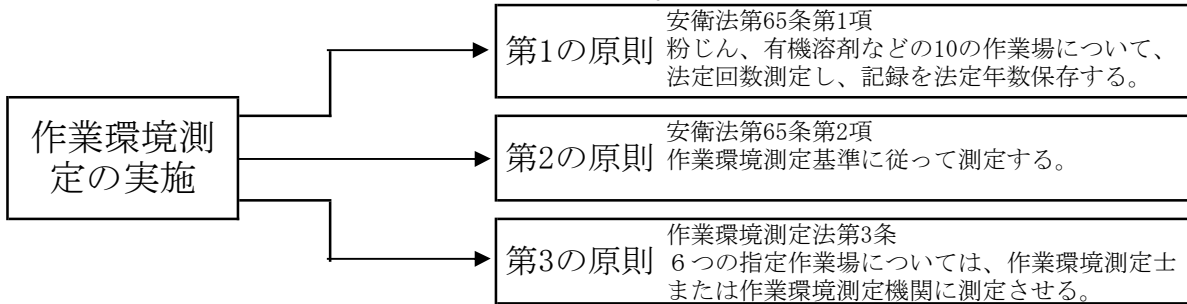


表1 作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場				測定		
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条等)		関係規則	測定の種類	測定の回数	記録の保存年数	
①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590、591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスの停滞場所 ロ 通気設備のある坑内 ハ 28℃を超える作業場	安衛則592条 安衛則603条 安衛則612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
				通気量	半月以内ごとに1回	3
				気温	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回。但し、室温及び相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏及び冬の年3回	3	
			事務所則7条の2	ホルムアルデヒドの濃度	その室について、これらの工事等が完了し、その室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回	-
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域 ロ 放射性物質取扱作業室 ハ 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内核原料物質採掘場所	電離則53条 電離則54条 電離則55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回(注3)	5
				空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5

作業環境測定を行うべき作業場		測定			
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条等)		関係規則	測定の種類	測定の回数	記録の保存年数
⑦	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定の物質については30年間
	特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3
	石綿等を取り扱い、または試験研究のため石綿分析用試料等を製造する屋内作業場	石綿則36条	空気中の石綿の濃度	6月以内ごとに1回	40
⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	空気中の酸素濃度 (硫化水素発生危険場所の場合は、同時に硫化水素濃度)	その日の作業開始前ごと	3
⑩	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

注1 ○印で囲まれている数字は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。

注2 表中の9の酸素欠乏危険場所については、酸素欠乏危険作業主任者に行わせなければならない。

注3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。

2 作業環境測定の実施から評価まで

作業環境測定を実施し、評価を行なうためには下記のフローシートに沿って行われます。測定条件や測定点の設定等については「IV 作業環境測定基準の概要」中の表1、管理濃度は表2に記されています。

作業環境測定と結果に基づく評価のフローシート

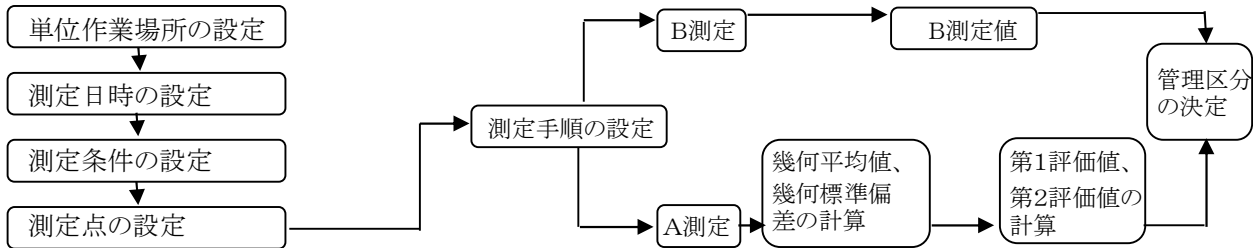


表2 管理区分

①A測定のみを実施した場合

A測定			
第1管理区分	第2管理区分	第1管理区分	第2管理区分
第1評価値 < 管理濃度	第2評価値 ≤ 管理濃度	第1評価値 ≤ 管理濃度	管理濃度 < 第2評価値
第1管理区分	第2管理区分	第1管理区分	第2管理区分

②A測定及びB測定を実施した場合

A測定			
B測定	B測定値 < 管理濃度	第1管理区分	第2管理区分
	管理濃度 ≤ B測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第2管理区分	第2管理区分
	管理濃度 × 1.5 < B測定値	第3管理区分	第3管理区分
		第1管理区分	第2管理区分
		第2管理区分	第3管理区分
		第1管理区分	第2管理区分

3 作業環境測定士とは

作業環境測定士になるためには、一般に国家試験である作業環境測定士試験に合格し、登録講習を終了し、登録する必要があります。作業環境測定士には第1種と第2種の2種類があり、第1種は粉じん、放射線、特定化学物質、金属類、有機溶剤と分かれています。作業環境測定を行う作業場で、表1の作業場の種類の欄に○印を付した作業場の場合は、該当する「号」(粉じん、有機溶剤等)の登録を受けた、作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければなりません。

作業環境測定士資格取得

- 作業環境測定士試験合格等
- ↓
- 作業環境測定士指定講習終了
- ↓
- 作業環境測定士登録

利用強制

粉じん、有機溶剤、特定化学物質等6つの指定作業場について作業環境測定を行うときは作業環境測定士に実施させるか、または作業環境測定機関に委託しなければなりません。(作業環境測定法第3条)

種類

- 第1種作業環境測定士
デザイン、サンプリング、分析のすべてにおいて、業務登録を受けた「号」について作業環境測定業務を行なうことができます。
- 第2種作業環境測定士
デザイン、サンプリング及び相対濃度指示法による測定機器等を用いる比較的簡単な分析を行うことができます。

4 騒音作業場の作業環境測定

労働安全衛生規則第588条に示されている作業場については、6月以内ごとに1回、等価騒音レベルを測定することが義務付けられています。また、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)は、8種類の作業場(別表1)のほか(別表2)に52種類の作業場についての騒音測定、測定結果の評価方法が示されています。ガイドラインの詳細な内容につきましては、「VI.騒音に関する基準」に記載しました。

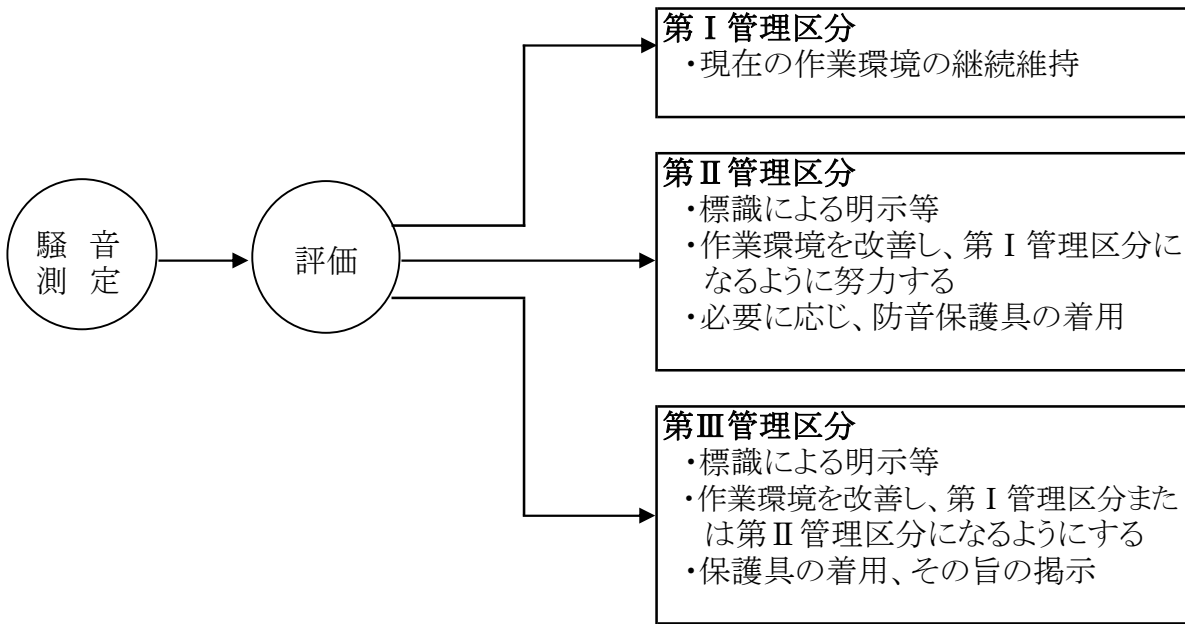
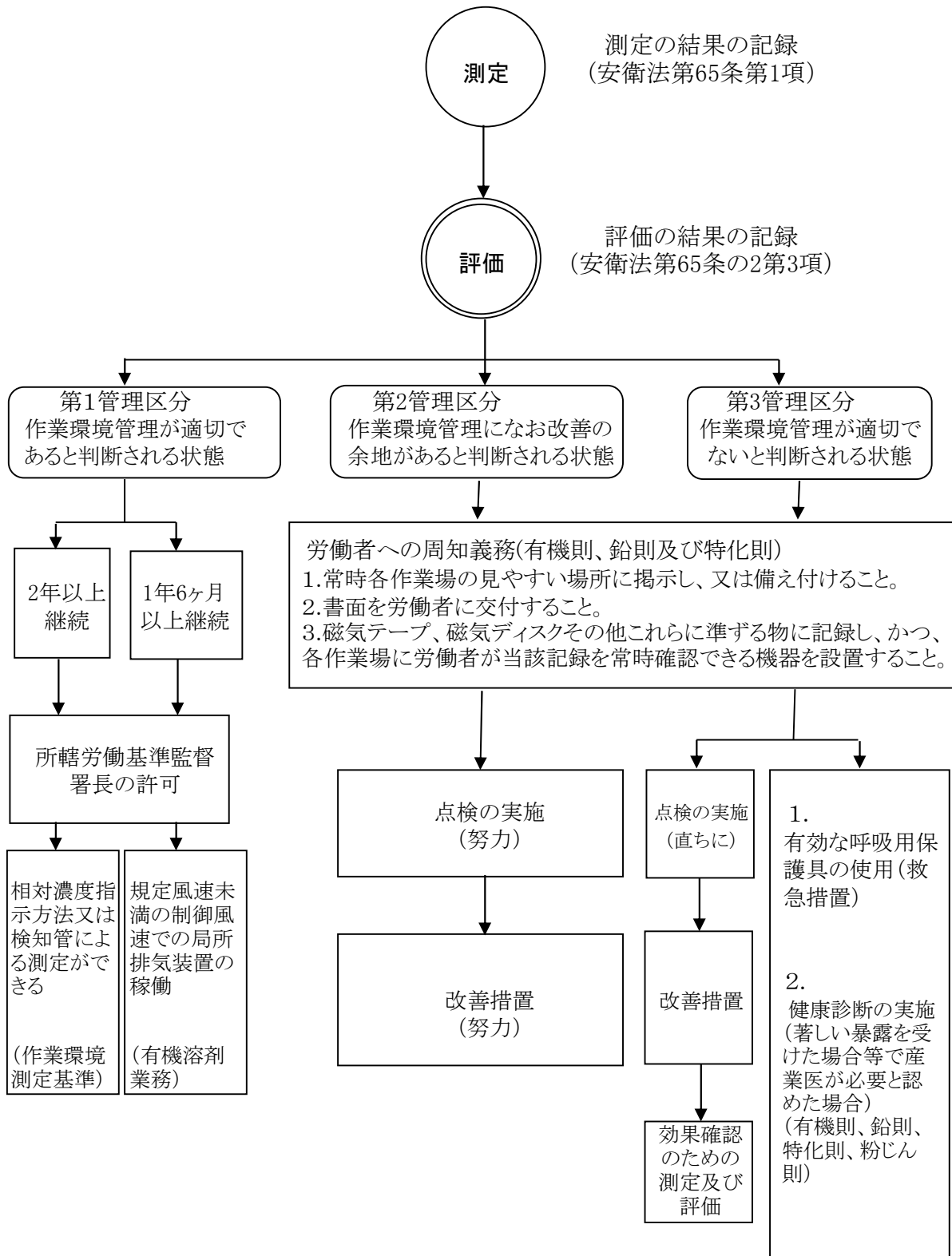


表3 騒音測定における管理区分

A測定平均値 B測定値	85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
85dB(A)以上90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

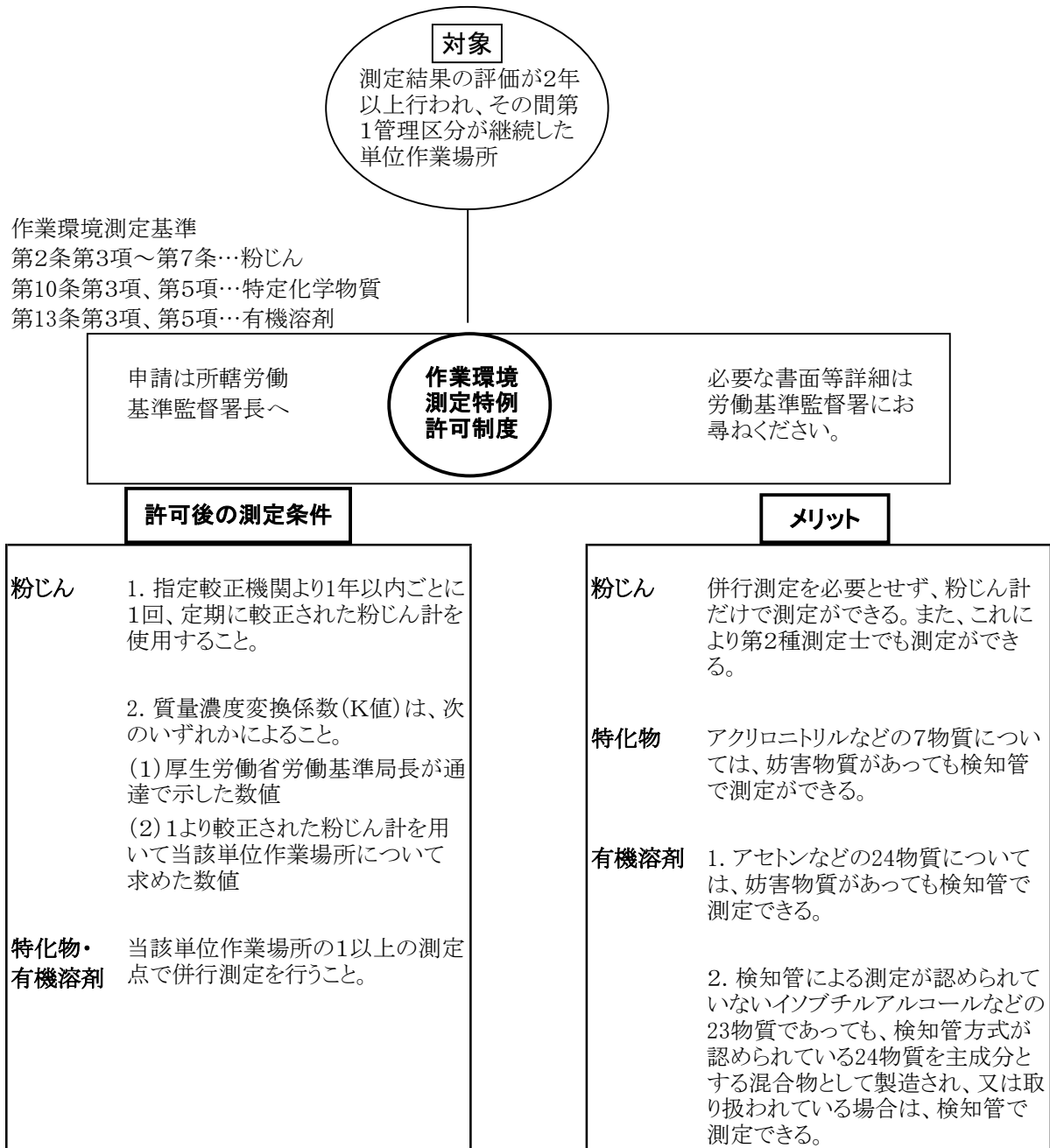
5 作業環境測定結果の評価に基づいて行う事業所の措置

有害な業務を行う屋内作業場その他作業場では、有害な業務によって規制内容等が異なります。詳しくは「IV. 作業環境測定基準の概要」の表3～8に記載してあります。作業環境測定を行わなければならない作業場で、作業環境測定を行った後に事業所が行う措置について説明したものが下記のフローシートとなります。



Ⅲ.作業環境測定特例許可制度とは

1 作業環境測定結果の評価が2年以上行われ、その間第1管理区分が継続した単位作業場所には作業環境測定特例許可制度が適用できます。



2 多様な発散防止抑制措置の導入

有害物の発散源を密閉する設備、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局排等を設けないことができることになりました。

有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第71号)が平成24年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されました。

IV.作業環境測定基準の概要

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(1)

測定の種類	事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
				① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法
鉱物性粉じん		① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置とすること。(A測定)ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、6mを越える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。	① 分粒装置を用いるろ過捕集方法 ② 相対濃度指示方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	重量分析方法 かっこ書きは重量分析方法
			③ 第1管理区分が2年以上継続した単位作業場所であつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合(以下「許可単位作業場所」という。)は、相対濃度指示方法(定期に校正を受けた測定機器を用い、一定の質量濃度変換係数を用いる場合に限る。)	
石綿		② 測定点は単位作業場所について5以上とすること。	ろ過捕集方法	計数方法
		ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であつて、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、この限りではない。	① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法または同等以上の方法が定められている。	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ方法、原子吸光分析方法、誘導結合プラズマ質量分析方法、重量分析方法または同等以上の方法が定められている。
特定化学物質		③ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。		
		④ 測定対象物質の発散源に接近する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、A測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B測定)	② アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、クロロホルム、シアン化水素、四塩化炭素、臭化メチル、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、弗化水素、ベンゼン、ホルムアルデヒド、硫化水素については妨害物質のない場合に限り検知管方式またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。	
			③ ②の物質または②に掲げる物質以外の特別有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	
鉛		⑤ 1の測定点における試料空気の採取時間は、10分間以上継続した時間とすること。	ろ過捕集方法または同等以上の方法	吸光光度分析方法、若しくは原子吸光分析方法またはこれと同等以上の性能を有する分析方法
有機溶剤			① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または同等以上の方法が定められている。	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法または同等以上の方法が定められている。
			② アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸イソブチル (次ページへ続く)	

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(2)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
有機溶剤			ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りではない。	(前ページより)、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、シクロヘキサノン、1,2-ジクロロエチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロピラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、2-ブタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノンについては、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。 ② ③ の物質またはクロロホルム、四塩化炭素、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンを主成分とする混合有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	
電離放射線	放射性物質	粒子状	単位作業場所について、測定を行うこと。	液体捕集方法またはろ過捕集方法	① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法 ② 放射化学分析方法 ③ 蛍光光度分析方法(気中ウラン濃度に限る。)
		ガス状		液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または冷却凝縮捕集方法	
	外部放射線による線量当量率	タペ線 子中線性 ガンマ線または	単位作業場所について、測定を行うこと。	70マイクロメートル線量当量率または70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率または1センチメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率もしくは1センチメートル線量当量または70マイクロメートル線量当量率若しくは70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの	
気温・湿度等	気温および湿度		測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央の床上50cm以上150cm以下の位置に、1以上とすること。	0.5度目盛のアスマン通風乾湿計	
	ふく射熱		熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。	0.5度目盛の黒球寒暖計	
騒音			① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120cm以上150cm以下の位置(次ページへ続く)	① 等価騒音レベルを測定できるものであること。 ② 周波数補正回路のA特性を使用すること。	

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(3)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
騒音			<p>(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。(A測定)</p> <p>② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定)</p> <p>③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上継続した時間とすること。</p>		
坑内における測定	C O ₂ 濃度		測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置及び切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による炭酸ガス検定器	
	気温			0.5度目盛の温度計	
建築物の室における測定	C Oの含有率	① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。	② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による一酸化炭素検定器	
	C O ₂ の含有率			検知管方式による炭酸ガス検定器	
	室温および外気温			0.5度目盛の温度計	
	相対湿度			0.5度目盛の乾湿球の湿度計	
酸素			測定点は、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器	
硫化水素				検知管方式による硫化水素検定器	

表2 管理濃度(1)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E:管理濃度(mg/m ³) Q:当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)
アクリルアミド	0.1mg/m ³
アクリロニトリル	2ppm
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	水銀として 0.01mg/m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1ppm
塩化ビニル	2ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³
オルト-トルイジン	1ppm
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.05mg/m ³
クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m ³
クロロホルム	3ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして 0.03mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして 0.02mg/m ³
コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³
酸化プロピレン	2ppm
三酸化二アンチモン	アンチモンとして 0.1mg/m ³
シアン化カリウム	シアンとして 3mg/m ³
シアン化水素	3ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして 3mg/m ³
四塩化炭素	5ppm
1,4-ジオキサン	10ppm
1,2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	10ppm
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m ³
1,2-ジクロロプロパン	1ppm
ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m ³
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m ³
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	水銀として 0.025mg/m ³
スチレン	20ppm
1,1,2,2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	1ppm
テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)	25ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ナフタレン	10ppm
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0.1mg/m ³
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化カリウムを除く。)	砒素として 0.003mg/m ³
弗化水素	0.5ppm
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm

表2 管理濃度(2)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.001mg/m ³
ベンゼン	1ppm
ベンゾトリクロリド	0.05ppm
ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0.5mg/m ³
ホルムアルデヒド	0.1ppm
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.05mg/m ³ (吸入性)
メチルイソブチルケトン	20ppm
沃化メチル	2ppm
リフラクトリセラミックファイバー	5 μm以上の繊維として 0.3本/cm ³
硫化水素	1ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm
石綿	5 μm以上の繊維として 0.15本/cm ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m ³
アセトン	500ppm
イソブチルアルコール	50ppm
イソプロピルアルコール	200ppm
イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)	100ppm
エチルエーテル	400ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(ブチルセロソルブ)	25ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
キシレン	50ppm
クレゾール	5ppm
クロルベンゼン	10ppm
酢酸イソブチル	150ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	50ppm
酢酸エチル	200ppm
酢酸ノルマルブチル	150ppm
酢酸ノルマルプロピル	200ppm
酢酸ノルマルペンチル(酢酸ノルマルアミル)	50ppm
酢酸メチル	200ppm
シクロヘキサノール	25ppm
シクロヘキサノン	20ppm
1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)	150ppm
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
テトラヒドロフラン	50ppm
1,1,1-トリクロルエタン	200ppm
トルエン	20ppm
二硫化炭素	1ppm
ノルマルヘキサン	40ppm
1-ブタノール	25ppm
2-ブタノール	100ppm
メタノール	200ppm
メチルエチルケトン	200ppm
メチルシクロヘキサノール	50ppm
メチルシクロヘキサノン	50ppm
メチルノルマルブチルケトン	5ppm

表3 粉じん障害防止規則

規制内容等 粉じん作業		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 及 び 評 価	呼 吸 用 保 護 具	計 画 の 届 出	
		湿 式 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	プ ン シ ュ プ ル 型 換 気 装 置											
粉じん則条文		4					5	6 6の2	6の3	10	22	23	24	26 26の2	27	安 衛 則	
粉じん作業（規則別表第二）	特定粉じん作業 （規則別表第二）	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○	○		△	
		坑内	△ 1号のみ	○	△ 2号のみ				○		○	○					
	特定粉じん以外の粉じん作業 （規則別表第三）	呼吸用保護具を使用すべき作業	坑外 屋内						○				○	○		○	
			坑外 屋外										○			○	
		坑内							○	○			○			○	
		内等 タンク											○			○	
	その他の作業	坑外	屋内						○				○	○			
			坑外 屋外										○				
		坑内													○		

(注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

表4 有機溶剤中毒予防規則

規制内容等		物質	有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等	
設 備	の等の屋 場のうち 内作業場 所内部等 外部等	密閉装置	5	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか		
		局所排気装置					
		プッシュプル型換気装置					
		全体換気装置		×	×		
	タンク等の内部	吹付け作業	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置		×	×	
		の吹付け以外	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置		×	×	
管理	作業主任者の選任		19	○	○	○	
	定期自主検査及びその記録		20、20の2、21	○	○	○	
	点検		22	○	○	○	
	補修		23	○	○	○	
	掲示		24	○	○	○	
測定	区分表示		25	○赤	○黄	○青	
	測定、評価及びその記録		28、28の2	○	○	×	
その他	健康診断		29	○	○	○(タンク等の内部に限る)	
	貯蔵		35	○	○	○	
	空容器の処理		36	○	○	○	
	計画の届出		安衛則	○	○	○	
	表示(法57)		法57	○	○	○	

● 有機溶剤: 令別表第6の2の有機溶剤

● 有機溶剤等: 有機溶剤または有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの)

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 1, 2-ジクロロエチレン 2 二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 アセトン 2 イソブチルアルコール 3 イソプロピルアルコール 4 イソペンチルアルコール 5 エチルエーテル 6 エチレ

ングリコールモノエチルエーテル 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル

9 エチレングリコールモノメチルエーテル 10 オルト-ジクロロベンゼン 11 キシレン 12 クレゾール 13 クロルベンゼン 14 酢酸イソブチル

15 酢酸イソプロピル 16 酢酸イソペンチル 17 酢酸エチル 18 酢酸ノルマルブチル 19 酢酸ノルマルプロピル 20 酢酸ノルマルペン

チル 21 酢酸メチル 22 シクロヘキサノール 23 シクロヘキサン 24 N, N-ジメチルホルムアミド 25 テトラヒドロフラン 26 1,1,1-トリクロル

エタン 27 トルエン 28 ノルマルヘキサン 29 1-ブタノール 30 2-ブタノール 31 メタノール 32 メチルエチルケトン 33 メチルシクロヘキ

サノール 34 メチルシクロヘキサン 35 メチルノルマルブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等及び第2種有機溶剤等以外のもの

1 ガソリン 2 コールタールナフサ 3 石油エーテル 4 石油ナフサ 5 石油ベンジン 6 テレピン油 7 ミネラルスピリット

表5 特定化学物質予防規則(1)

法令		令区分		1		2		3		4		5		6		7		8		1		2		3		4		5		6			
				黄りんマツチ	その塩	ベンジン及びその塩	四アミノジフェニル	石綿(石綿分析用試料等を除く)	四ニトロジフェニル	エーテル	ビス(クロロメチル)	ペーテナフチルアミン	ベンゼンゴムのり	ジクロルベンジン	及びその塩	アルファ、ナフチルアミン	及びその塩	塩素化ビフェニル(PCB)	オルトトリジン	及びその塩	ジアニジン及びその塩	ベリリウム及びその化合物											
区分	特定化学物質	禁止物質		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1類物質	特定第2類物質																														
			エチルベンゼン等																														
			オーラミン等																														
		管理第2類物質																															
第3類物質	第3類物質等																																
	特別管理物質																																
労働安全衛生法	55	製造等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	56	製造の許可																															
	57	表示																															
	59	労働衛生教育(雇入れ時)																															
	67	健康管理手帳	対象要件		○		○				○		○		○		○																
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式																														
			局排																														
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル																														
			密閉式																														
	7	局排の性能	局排																			制	制	0.01 mg	制	制	0.001 mg						
			性能																														
	9~12	用後処理装置の設備	除じん																														
			排ガス																														
	12の2	ぼろ等の処理	排液																														
			残さい物処理																														
	第4章	漏えいの防止																															
	21	床の構造																															
	24	立入り禁止の措置																															
	25	容器等																															
	27	特定化学物質作業主任者の選任																															
	36	作業環境の測定	実施																														
			記録の保存																														
	36の2	作業環境測定の結果の評価	実施																														
			記録の保存																														
	37	休憩室	管理																														
			濃度																														
	38	洗浄設備																															
38の2	飲食等の禁止																																
38の3	掲示																																
38の4	作業記録																																
第5章の2	特別規制																																
39・40	健康診断	雇入、定期		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		配転後																															
42	緊急診断	記録の保存																															
		記録																															
53	記録の報告																																

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³当たりにおける重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/s、粒子状の物質は1.0m/sである。
 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

表5 特定化学物質予防規則(2)

7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	8の2	9	10	11	11の2	12	13	13の2	14	15			
ベンゾトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	オルトートルイジン	オルトーフタジロニトリル	カドミウム及びその化合物	クロム酸及びその塩	クロロホルム	クロロメチルメチルエーテル	五酸化バナジウム	その無機化合物	コバルト及び	コaltarル	酸化プロピレン		
○	○	○			○	○	○	○	○		○				○						○		
					○					○					○								
			○	○								○	○	○			○	○	○				
	○	○				○	○	○	○		○					○					○		
○			○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○		
○																							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○								○			○			○							○		
3年								4年			5年			4年							5年		
○	○	○			第38条の8により有機則の適用	○	○	○	○	○	○				第38条の8により有機則の適用	○					○		
	○	○				○	○	○	○	○	○						○						○
	○	○				○	○	○	○	○	○						○						○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
0.05 cm ³	0.1 mg	2 cm ³	0.01 mg	制		0.05 cm ³	1.8mg又は1cm ³	2 cm ³	0.5 cm ³	制	1 cm ³	0.01 mg	0.05 mg	0.05 mg		制	0.03 mg	0.02 mg	0.2 mg	2 cm ³			
	○			○						○			○	○			○	○	○				
			○																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	3	3	3	30	30	30	30	30	3	30	30	3	3	3,30	30	30	3	30	30	30			
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○		
30	3	3	3		30	30	30	30	3		30		3	3,30	30		3	30	30	30			
0.05 ppm	0.1 mg/m ³	2 ppm	0.01 mg/m ³		20 ppm	0.5 ppm	1 ppm	2 ppm	0.5 ppm		1 ppm	0.01 mg/m ³	0.05 mg/m ³	0.05 mg/m ³	3 ppm		0.03 mg/m ³	0.02 mg/m ³	0.2mg/m ³ ベンゼン可溶性成分	2 ppm			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○				○	有機則		○								有機則			○	○				
○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
○				○	○	○		○			○				○			○	○				
30	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30	30	5	5	30	30	30	5	30	30	30			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(注) 4 両肺野にベリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
 5 健康診断の○印は6カ月以内ごとに1回行う。ただし*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

表5 特定化学物質予防規則(3)

法令		令区分	15の2	16	17	18	18の2	18の3	18の4	19	19の2	19の3	19の4	19の5	20	21	22		
区分		規制内容	三酸化ニアンチモン	シアン化カリウム	シアン化水素	シアン化ナトリウム	四塩化炭素	1,4-ジオキサン	エタン 1,2-ジクロロ	3,3'-ジクロロ4,4'-ジアニジフェニルメタン	1,2-ジクロロプロパン	ジクロロメタン	ジメチル1,2,2-ジクロロビニルホスフェイト	1,1-ジメチルヒドラン	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物		
労働安全衛生法	55	製造等の禁止																	
	56	製造の許可																	
	57	表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	67	健康管理手帳										○					○		
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式		○					○				○	○	○			
			局排			○				○				○	○	○			
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル			○				○				○	○	○			
			密閉式	○	○	○	○				○				○	○	○	○	
	7	局排の性能	局排	○	○	○	○			○				○	○	○	○	○	
			プッシュプル	○	○	○	○				○				○	○	○	○	
	9~12	用後処理装置の設備	除じん	○	○														
			排ガス																
			排液		○		○												
			残さい物処理																
	12の2	ぼろ等の処理	○	○	○	○					○	○			○	○	○	○	
	21	漏えいの防止																	
	24	床の構造	○	○	○	○													
	25	立入り禁止の措置	○	○	○	○													
	27	容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36	特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○	○	有	有	有	○	有	有	○	○	○	○	○	○	
	36の2	作業環境の測定	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
	37	作業環境測定の結果の評価	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
	37	管理濃度	アンチモンとして0.1mg/m ³	3 mg/m ³	3 ppm	3 mg/m ³	5 ppm	10 ppm	10 ppm	0.005 mg/m ³	1 ppm	50 ppm	0.1 mg/m ³	0.01 ppm	1 ppm	0.05 mg/m ³	0.025 mg/m ³		
	38	休憩室	○	○	○	○													
38の2	洗浄設備	○	○	○	○														
38の3	飲食等の禁止	○	○	○	○														
38の4	掲示	○																	
39・40	作業記録	○																	
53	特別規制	○		○				有機則			有機則								
39・40	健康診断	雇入、定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		配転後	○																
42	記録の保存	30	5	5	5	30	30	30	30	30	30	30	30	30	5	30	5		
53	緊急診断	○	○	○	○														
53	記録の報告	○																	

(注) 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること(これについては、石綿を製造し、または取り扱う業務以外の周辺業務の場合も含む)。②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修、除去の作業、石綿等の吹付け作業または石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。③石綿等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。

表5 特定化学物質予防規則(5)

法令	区分	規制内容	令区分								その他									
			35 硫化水素	36 硫酸ジメチル	1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 塩化水素	4 硝酸	5 二酸化硫黄	6 フェノール	7 ホスゲン	8 硫酸	ア クロ レイ ン	硫 化 ナ ト リ ウ ム	1, 3 - ブ タ ジ エ ン	1, 4 - ジ ク ロ ロ 1 2 1	硫 酸 ジ エ チ ル	1, 3 - イ ソ プ ラ ン ス ト ン		
労働安全衛生法	特定化学物質	禁止物質																		
		第1類物質																		
		特定第2類物質	○	○																
		エチルベンゼン等																		
		管理第2類物質																		
労働安全衛生法	特定化学物質	第3類物質			○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		第3類物質等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		特別管理物質																		
		製造等の禁止																		
		製造の許可																		
特定化学物質障害予防規則	特定化学物質	表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		健康管理手帳																		
		対象要件																		
		3	第1類物質の取扱い設備																	
		4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	○														◆
				局排設備	○	○														
		5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル	○	○														
				密閉式	○	○														
		7	局排の性能	局排	○	○														
				性能	1 cm ³	0.1 cm ³														
		9~12	用後処理装置の設備	除じん排ガス	○	○														
		12の2	ぼろ等の処理	排液				○	○											
				残さい物処理																
		第4章	漏えいの防止																	◆
		21	床の構造																	◆
		24	立入り禁止の措置																	◆
		25	容器等																	◆
		27	特定化学物質作業主任者の選任																	
		36	作業環境の測定	実施	○	○														
36の2	作業環境測定の結果の評価	記録の保存	3	3																
		管理濃度	1 ppm	0.1 ppm																
37	休憩室																			
38	洗浄設備																			
38の2	飲食等の禁止																			
38の3	掲示																			
38の4	作業記録																			
第5章の2	特別規制																			
39・40	健康診断	雇入、定期	○	○																
		配転後																		
42	緊急診断	記録の保存	5	5																
		記録の保存	○	○																
53	記録の報告																			

(注) 10 「特定化学物質作業主任者の選任」の欄の「有」は有機溶剤作業主任者講習を修了した者から選任する。

11 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条の17～第38条の19)で定めていることを示す。

表6 石綿障害予防規則

条文	対象作業 規制内容	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業							解体等以外の石綿取扱い作業	吹付石綿等の近傍での臨時作業 (10条の2)
		①石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				②耐火被覆材等注1(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業		作③業 ①②以外の建材の除去の		
		耐火建築物の解体等	その他の除去	の封じ込め・吊り下げ等	の取り付け等	切断等を伴う除去の	切断等を伴わない除去の			
3	事前調査/結果の揭示	○	○	○	○	○	○	○		
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○		
5	作業の届出		○	○	○	○	○			
90(安衛則)	計画の届出	○								
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○		○				
7	保温材等除去時の作業員以外立入禁止/表示				○		○			
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○		
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○		
13	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○
15	関係者以外の立入禁止/表示	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 20	石綿作業主任者の選任/職務	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○		
33 34	喫煙等の禁止/掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	作業の記録 注4	○	○	○	○	○	○	○	○	
40 ~ 43	健康診断の実施/記録/報告 注4, 5	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。

2 石綿粉じんが発散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業

3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。

4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。

5 報告は定期に実施したものに限り。

※ 石綿則の改正についてはⅧ.その3.参照。

表7 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	鉛則1条							令別表4第8	令別表4第9	令別表4第10	令別表4第11	鉛則1条					令別表4第17	鉛則1条ワ	
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト					チ	リ	ヌ	ル	ヲ			
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物	鉛ライニング					落含鉛塗料の落し等	鉛装置内業務	鉛装置の解体	転写紙	含鉛塗料等			はんだ付け
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	◎																		
	焼結	◎																		
	溶鋳	◎	◎																	
	転炉		◎																	
	溶融	●	◎	●	○	●	●	○					◎				●			
	鑄造(込)	●		●		●	●						○							
	焼成	◎	◎					◎												
	粉碎	●	●	●			●						●							
	破砕	●							○		○									
	混合	●	●	●			●						●							
	ふるい分け	●	●	●			●						●							
	容器詰め	●	●	●			●													
	加工			○		○														
	組立て			○																
	溶接			○		○		○	○		○									
	溶断			○		○		○	○		○									
	切断			○		○														
	練粉			●			●						●							
	煨焼						◎													
	攪拌						●													
溶着												○								
溶射												○								
蒸着												○								
仕上げ							●													
加熱								○												
圧延								○												
粉まき等												●								
はんだ付け														○*						
施釉														○						
絵付け															○					
作業主任者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*										
測定および評価	*	*	*	*	*	*	*	*		*								*		
健康診断	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	①	②	①	

(注)1 ◎印は、当該装置及び当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置(用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置を言い、除じん装置等が該当する)の設置を規定しているもの。
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。(但し、はんだ付業務*については全体換気装置も可)。
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
 5 健康診断については、①は6カ月以内ごとに1回、②は1年以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

表8 電離放射線障害予防規則(1)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	燃料物質等取扱業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注) 4
			医療用	工業用等												
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(等価線量)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(妊娠中)	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例緊急被ばく限度	7の2									○	○			○		
特例緊急被ばく限度	7の3									○	○			○		
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○													
ろ過板の使用	11	○	○													
間接撮影の時の措置	12	○	○													
透視時の措置	13	○	○													
標識の掲示	14			○			○	○								
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○	○								
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○	○								
線源付近の立入禁止	18	○	○				○	○								○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○					○								
放射線源の取出し等	18の3							○								
放射線源の取出し等	18の4							○								
定期自主検査	18の5							○								
定期自主検査	18の6							○								
定期自主検査の記録	18の7							○								
点検	18の8							○								
補修等	18の9							○								
放射線源の収納	18の10						○	○								
放射線源の点検等	19						○	○								
放射性物質取扱作業室	22								○	○	○			○		
放射性物質取扱作業室の構造等	23								○	○	○			○		
空気中の放射性物質の濃度	24														○	
空気中の放射性物質の濃度	25								○			○注1		○		
飛散防止設備等の設置	26								○	○	○	○注1		○		
放射性物質の取扱用具	27								○	○	○	○注1		○		
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28								○	○	○	○注1,2		○		

*計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。

(注)1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

表8 電離放射線障害予防規則(2)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	燃料物質等取扱業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注) 4
			医療用	工業用等												
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等		29							○	○	○	○注1	○			
汚染除去用具等の汚染検査		30							○	○	○	○注1	○			
退去者の汚染検査		31							○	○	○	○注1,2	○			○
持出し物品の汚染検査		32							○	○	○	○注1,2	○			○
貯蔵施設		33							○	○	○	○注1	○			○
排気または排液の施設		34							○	○	○	○注1	○			○
焼却炉		35							○	○	○	○注1,2	○			○
保管廃棄施設		36							○	○	○		○			○
容器		37							○	○	○	○注1,3	○			
呼吸用保護具		38							○	○	○	○注1	○			○
保護衣類、履物等		39							○	○	○	○注1	○			○
作業衣		40							○	○	○	○注1	○			
保護具等の汚染除去		41							○	○	○	○注1	○			○
喫煙等の禁止		41の2							○	○	○	○注1	○	○	○	○
事故由来廃棄物等処分手業場の境界の明示		41の3											○			
事故由来廃棄物等処分取扱施設		41の4											○			
事故由来廃棄物等処分取扱施設の構造等		41の5											○注3			
破砕等設備		41の6											○			○
ベルトコンベア等の運搬設備		41の7											○			○
埋立施設		41の8											○			○
準用(読替え規定)		41の9											○注1			
除染特別地域等における特例		41の10											○注2,3			
加工施設等における作業規程		41の11								○						
原子炉施設における作業規程		41の12									○					
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業規程		41の13											○			
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出		41の14											○			
事故時の退避		42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告		43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診察等		44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定及び記録		45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任		46		○		○										
エックス線作業主任者の職務		47		○		○										
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任		52の2						○								

(注)2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。

表8 電離放射線障害予防規則(3)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱い業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注)4
			医療用	工業用等											
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務		52の3						○							
透過写真撮影作業者の特別の教育		52の5		○				○							
加工施設において核燃料物質等取扱い業務に係る特別の教育		52の6							○						
原子炉施設において核燃料物質等取扱い業務に係る特別の教育		52の7								○			△		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育		52の8									○				
特例緊急作業に係る特別教育		52の9							○	○			○		
作業環境測定を行うべき作業場		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量当量率等の測定等		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定		55						○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の記録		57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果についての医師からの意見聴取		57の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の通知		57の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断結果報告		58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断等に基づく措置		59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出		59の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業実施状況報告		59の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け		60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影用ガンマ線照射による作業の届出		61						○							
記録等の引渡し		61の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整		61の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配置替えの際の健康診断みなし規定		61の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立において、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条の9において準用する第37条(第4項を除く)および第41条の5の規定は適用されない。

4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。

表9 事務所衛生基準規則(1)

項目		事務所則	基準	備考		
事務所 の 環境 管理	空気 環境	気積	2	10m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
		窓その他の開口部	3①	最大解放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
		室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とする	検知管等により測定すること
			二酸化炭素		0.5%以下とすること	検知管等により測定すること
		温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
			冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
		機空 械気 換調 気和 設設 備備 また は	浮遊粉じん(約10μm以下)	5①	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
			一酸化炭素		10ppm以下とする	検知管・電子機器等により測定。
			二酸化炭素		0.1%以下とすること	検知管・電子機器等により測定。
			ホルムアルデヒド		0.1mg/m ³ 以下とすること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定すること
		空気調和設備	気流	5②	0.5m/s以下とすること	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
			気温	5③	18℃以上28℃以下	0.5度目盛の温度計により測定すること
		相対湿度			40%以上70%以下になるように努めること	0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)
		作業環境測定 (安衛法施行令第21条第5号の室)	7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2カ月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること	
		ホルムアルデヒド	7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること	
燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること			
	器具の点検	6②	異常の有無の点検を毎日行うこと			
	室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素		0.5%以下とすること	検知管等により測定すること	

表9 事務所衛生基準規則(2)

項 目			事務所則	基準	備考	
事務室の環境管理	空気調和設備	冷却塔	水質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1カ月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加湿装置	水質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1カ月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したとき及び2カ月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採光・照明	照度	一般的な事務作業	10	300ルクス以上とすること	※個々の事務作業に応じた適切な照度については、JIS Z9110「照明基準総則」等の基準を参照する。
			付随的な事務作業		150ルクス以上とすること	
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること(局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい			
照明設備の点検		②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい			
の騒音防止等伝ば	タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び隔壁とすること		

表9 事務所衛生基準規則(3)

項 目			事務所則	基準	備考		
清	給 水	水質基準		13	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	地方公共団体等の行う検査によること	
		給水せんに おける水に 含まれる残 留塩素	通常		遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること		
			汚染等の場合		遊離残留塩素の場合0.2ppm以上とすること		
						結合残留塩素の場合0.4ppm以上とすること	
						結合残留塩素の場合1.5ppm以上とすること	
	排水設備		14	汚水の漏出防止のための補修及びそうじを行うこと			
	清掃 等 の 実 施	大掃除		15	6カ月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る		
		ね ず み 等 昆 虫	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査		6カ月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること	
			殺そ剤、殺虫剤		医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を受けた医療品または医薬部外品を用いること		
	掃	廃棄物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること		
便 所		区 分	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること。 ①同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、例外として男性用・女性用に区別しない独立個室型の便所を設ける事で足りる。 ②男性用・女性用に区別した便所を設置した上で独立個室型便所を設置する場合は、同時に就業する労働者の数について、独立個室型便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができる。		
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること			
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること			
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること			
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること			
		手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること			
洗 面		18	洗面設備を設けること				
被服汚染の作業			更衣設備を設けること				
被服湿潤の作業			被覆の乾燥設備を設けること				
休 養	休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること			
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講ずること		
	50人以上または女性30人以上		21	臥床することのできる休憩室または休憩室または休憩所を設けること	男性用、女性用に区別すること		
	持続的立業		22	いすを備え付けること			
救急用具の備え付け			23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		

V.女性労働基準規則

母性保護のための「女性労働基準規則」が改正されています

概要

労働安全衛生法施行令等の一部改正により、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質のうち、スチレン、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)、トリクロロエチレンが「有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質」から「特定化学物質障害予防規則の措置対象物質」となります。

これにより、女性労働基準規則においてもこれらの3物質については、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務が就業禁止の対象となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」(規制対象となる化学物質の空气中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での全ての業務

タンク内、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられている業務

女性労働基準規則の対象物質(26物質)

特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

- 1 塩素化ビフェニル(PCB)
- 2 アクリルアミド
- 3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 カドミウム化合物
- 7 クロム酸塩
- 8 五酸化バナジウム
- 9 水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)
- 10 塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)
- 11 スチレン
- 12 テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)
- 13 トリクロロエチレン
- 14 砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)
- 15 ベータープロピオラクトン
- 16 ペンタクロロフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩
- 17 マンガン

(注)カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

- 18 鉛およびその化合物

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

- 19 エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)
- 20 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)
- 21 エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)
- 22 キシレン
- 23 N, N-ジメチルホルムアミド
- 24 トルエン
- 25 二硫化炭素
- 26 メタノール

関係省令

女性労働基準規則(昭和61年労働省令第3号)

女性労働基準規則の一部改正(平成26年11月1日施行)

VI.騒音に関する基準

1 騒音測定に関する基準等につきましては表1の騒音障害防止のためのガイドラインに記載しています。

表1 騒音障害防止のためのガイドライン（1）（平成4年10月1日 基発第546号）

項目	内 容
目的	本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づく措置を含め騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。
作 騒 業 音	本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1および第2に掲げる作業場における業務をいう。
の 事 債 業 務 者	別表第1および別表第2に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。
届 計 出 画 の	事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1または別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付すること。
作 業 環 境 管 理 お よ び 作 業 管 理	<p>(1) 屋内作業場</p> <p>イ 作業環境測定</p> <p>(イ) 事業者は、別表第1に掲げる屋内作業場および別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場について、次の測定を行うこと。</p> <p>① 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号および第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「A測定」という。）</p> <p>② 音源に近接する場合において作業が行われる単位作業場にあつては、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「B測定」という。）</p> <p>(ロ) 測定は、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>ただし、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。</p> <p>(ハ) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分以上継続して行うこと。</p> <p>ロ 作業環境測定結果の評価</p> <p>事業者は、単位作業場所ごとに、次の表により、作業環境測定結果の評価を行うこと。</p>

表 1 騒音障害防止のためのガイドライン（2）

項目	内 容				
作業環境管理および作業管理			B 測 定		
			85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
	A 測定 平均 値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
		85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
		90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分
	<p>備考 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。</p> <p>2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含まないこと。</p> <p>3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。</p>				
	<p>ハ 管理区分ごとの対策</p> <p>事業者は、作業環境測定結果の評価結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。</p>				
	<p>(イ) 第Ⅰ管理区分の場合</p> <p>第Ⅰ管理区分に区分された場所については、当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。</p>				
	<p>(ロ) 第Ⅱ管理区分の場合</p> <p>① 第Ⅱ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。</p> <p>② 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設または設備の設置または整備、作業工程または作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。</p> <p>③ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。</p>				
	<p>(ハ) 第Ⅲ管理区分の場所</p> <p>① 第Ⅲ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示する等の措置を講ずること。</p>				

表 1 騒音障害防止のためのガイドライン (3)

項目	内 容
作業環境管理および作業管理	<p>② 施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設または設備の設置または整備、作業工程または作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分または第Ⅱ管理区分となるようにすること。</p> <p>なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その結果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。</p> <p>③ 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>ニ 測定結果等の記録</p> <p>事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。</p> <p>① 測定日時 ② 測定方法 ③ 測定箇所 ④ 測定条件 ⑤ 測定結果 ⑥ 評価日時 ⑦ 評価箇所 ⑧ 評価結果 ⑨ 測定および評価を実施した者の氏名 ⑩ 測定および評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要</p> <p>(2) 屋内作業場以外の作業場</p> <p>イ 測定</p> <p>(イ) 事業者は、別表第2に掲げる作業場のうち屋内作業場以外の作業場については、音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行うこと。</p> <p>(ロ) 測定は、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合に、その都度行うこと。</p>

表1 騒音障害防止のためのガイドライン（4）

項目	内 容	
	<p>ロ 測定結果に基づく措置 事業者は、測定結果に基づき、次の措置を講ずること。</p> <p>(イ) 85dB(A)以上 90dB(A)未満の場合 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、防音保護具を使用させること。</p> <p>(ロ) 90dB(A)以上の場合 騒音作業に従事する労働者に防音保護具を使用させることとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること。</p>	
健康 管 理	(1) 健康診断	
	イ 雇入時等健康診断	ロ 定期健康診断
	<p>事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際または当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。</p> <p>① 既往歴の調査</p> <p>② 業務歴の調査</p> <p>③ 自覚症状および他覚症状の有無の検査</p> <p>④ オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査</p> <p>⑤ その他医師が必要と認める検査</p>	<p>事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。</p> <p>① 既往歴の調査</p> <p>② 業務歴の調査</p> <p>③ 自覚症状および他覚症状の有無の検査</p> <p>④ オーディオメータによる1,000 ヘルツおよび4,000 ヘルツにおける選別聴力検査</p> <p>事業者は、上記の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。</p> <p>① オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000 ヘルツにおける聴力の検査</p> <p>⑤ その他医師が必要と認める検査</p>
<p>(2) 健康診断結果に基づく事後措置 事業者は、健康診断の結果に応じて、次に掲げる措置を講ずること。</p>		

表1 騒音障害防止のためのガイドライン（5）

項目	内 容
健康 管 理	<p>イ 前駆期の症状が認められる者および軽度の聴力低下が認められる者に対しては、屋内作業場にあつては第Ⅱ管理区分に区分された場所、屋内作業場以外の作業場にあつては等価騒音レベルで85dB(A)以上 90dB(A)未満の作業場においても防音保護具の使用を励行させるほか、必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、防音保護具使用の励行のほか、騒音作業に従事する時間の短縮等必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 健康診断結果の記録と報告 事業者は、雇入時等または定期の健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。 また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。</p>
労働 衛 生 教 育	<p>事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 騒音の人体に及ぼす影響 ② 適正な作業環境の確保と維持管理 ③ 防音保護具の使用の方法 ④ 改善事例および関係法令

(別表第1)

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械または器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取りまたは板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取りおよび板曲げならびにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造または成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨または砂落しの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締付け、取外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削または研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレスおよびプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を熔融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃または成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて熔融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場または修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルバイブレータにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成形機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸または加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成形機により、紙カップを成型する業務を行う作業場

32. モノタイプ、キヤスター等を用いて、活字の鋳造を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いて I C パッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラーまたはエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工または搬送の業務を行う作業場
43. 岩石または鉱物を動力により破砕し、または粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削または積込みの業務を行う坑内の作業場
47. さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソーまたは刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカーまたはヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

Ⅶ. リスクアセスメント

本編では化学物質に関することのみを記載。

1 化学物質のリスクアセスメント

(1) リスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

労働安全衛生法の改正により、674 の化学物質（労働安全衛生法施行令の別表第 9 など）について、それを取り扱う作業が作業者にとって健康上問題がないかどうかを判定するリスクアセスメントが義務付けられている（平成 28 年 6 月 1 日施行）。

(2) 対象となる事業場

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象となる（製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業等、様々な業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがある）。

(3) リスクアセスメント実施義務の対象物質

対象物質は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である 672 物質である。

672 物質は、「https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx」で公開されている（平成 29 年に非結晶質シリカが除外され、平成 30 年 7 月に 10 物質が追加されたことにより、現在は 672 物質）。

(4) リスクアセスメントの実施時期

【法律上の実施義務について】

- ・対象物を原材料等として新規に採用、または変更するとき。
- ・対象物を製造し、または取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用、または変更するとき。
- ・対象物による危険性または有害性等について変化が生じた、または生じるおそれがあるとき（新たな危険有害性の情報が、SDS 等により提供された場合等）。

【指針による努力義務】

- ・労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき）。
- ・過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験等、リスクの状況に変化があったとき。
- ・過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日である平成 28 年 6 月 1 日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）。

2 化学物質のリスクアセスメントの手順

(1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定(安衛法第 57 条の 3 第 1 項)

すべての業務場所や業務について、取り扱われる化学物質を洗い出した上で、SDS に記載されている GHS 分類などに即して危険性または有害性を特定する。

(2) 特定された危険性又は有害性によるリスクの見積もり(安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項)

(1)で特定した化学物質ごとに有害か否か、有害である場合はどのような有害性があるかを特定する。

(3) 見積もられたリスクが許容リスク内であるかリスク評価(安衛法第 57 条の 3 第 1 項)

作業者のばく露の程度と有害性の程度から、リスクの程度を見積もり、そのリスクが許容範囲内であるか否かを評価し、リスク低減措置の内容を検討する。

(1)～(3)がリスクアセスメントとなる。

(4) 許容リスク内でない場合、リスク低減措置の実施(安衛法第 57 条の 3 第 2 項 努力義務)

リスクが許容範囲を上回った場合は、設備作業等を見直し、局所排気装置の改善等、作業者のばく露を少なくするための措置を講じる。その後、リスクが許容範囲内であるか否か、確認のため改めてリスクを見積もる。

(5) リスクアセスメント結果の労働者への周知(安衛則第 34 条の 2 の 8)

下の周知事項について、作業場への常時掲示または備え付けや労働者への書面の交付、電子媒体で記録し作業場に常時確認可能な機器(パソコン端末等)を設置する等して労働者へ周知する。

【周知事項】

①対象物の名称

②対象業務の内容

③リスクアセスメントの結果(特定した危険性または有害性、見積もったリスク)

④実施するリスク低減措置の内容

法第 59 条第 1 項に基づく雇入れ時の教育と同条第 2 項に基づく作業変更時の教育において上記の周知事項を含めるものとされている。

3 化学物質のリスクアセスメント手法の種類

リスクアセスメント手法には、次のようにいくつか種類があり、業務の実態に応じて適した方法を選ぶ。

(1) 事前調査に基づく専門的判断

過去の記録、経験、技術的常識、リスクアセスメント実施結果等から複合的に判断する。

(2) 定量的な方法

- ・個人サンプラーによる個人ばく露濃度測定
- ・作業環境測定による気中濃度測定
- ・簡易測定器による気中濃度や個人ばく露濃度測定
- ・数理モデルを用いた個人ばく露濃度等の推定

(3) 定性的な方法

・コントロール・バンディング

化学物質(有害性)のリスクアセスメントの定性的な手法として、評価項目をいくつかのバンドに分け、簡単なマトリックスを用いてリスクの評価を行う手法。

コントロール・バンディングの実施支援システムが、職場のあんぜんサイトに載っている。

「 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm 」

簡単にできるというメリットがある一方で、定量的な方法に比べて大まかな評価しかできないため、かなり安全側にリスクが評価され、安全を期するために必要以上の対策を採ることが多くなる。